

⊕ 手形不渡りの誤報

1919(大正8)年3月16日、帝国興信所は『帝国興信所内報』(日報)紙上に鈴木商店に関する一件の記事を掲載します。「鈴木商店の整理と各銀行一八千万円の手形不渡り」と題した記事は、鈴木商店が8千万円の不渡り手形を出し、その事実が明らかになれば、少なくとも十数銀行の破綻は免れないだろうとする内容でした。しかし、翌日には誤報として、その全文を取り消します。実際には鈴木商店に不渡りの事実はなく、事実確認せず不渡りのうわさをそのまま記事にしたことが原因でした。本記事への反響は大きく、帝国興信所には問い合わせが殺到します。初代所長は誤報について「社会に対する信用と、権威とを失墜したのみならず、万一この際鈴木商店が破綻せば、本所は真に財界の攪乱者となり終る」※3と憂慮し、全社員へ威信の回復に努めるよう強く戒めています。一件は8年後の破綻に直接影響を与えるものではありませんでしたが、うわさを鵜呑みにせず、事実確認を怠ってはならないという基本に立ち返る痛い教訓となりました。

● 鈴木商店の整理と各銀行

八千万圓の手形不渡り
時局後各種の物資買占めによりて數千萬金の富を蕪ち得たる神戸鈴木商店も休職後の影響により經營事業に大崩跌を來し去月二十日頃より神戸市所在の各銀行に於て日々一千万圓内外の手形不渡りを演出し本月上旬に至る迄で約手小切手の不渡金額は實に八千万圓に達したる由なるが元來同店が一昨々年来關西方面の各銀行を利用したる事實は眞に豫想外にして小切手帳の如きも勝手に同店獨特のものを用ひて各銀行共無條件に數百萬圓の當座貸越を爲し居たる關係上遺般手形不渡りの後始末に就ては各行共秘密裡に善後策を講じ兎角不渡手形の公表を葬りたるが同店關係の手形は神戸大阪の銀行は勿論東京方面にも相當入込み居れる模様なれば不渡發表の曉は諺なくとも東西を通じて十數銀行の破綻は免がれざるもの如し

爲を爲さるるも已に脱退後の今日に於て清水氏は前記振出手形の責任を今更負擔するの甚だ馬鹿らしきを感じ前途の行爲に出でたるものなるべしと氏は知人某氏の語る所にして尙其表面には種々混み入りたる事の代在し居るものゝ如く何れにしても兩氏の間には一ト紛擾起るべき模様なり

●大竹製菓設立

(資本金百萬圓 手口萬圓拂込)

和洋菓子製造販賣業を目的として新瀨町五の一に設立せる同社は同區尾張町二の二〇大竹忠治、大竹靜忠、采女町一宮地文雄、南小田原町三の四柳原文右衛門外敷氏の發起に偶り大竹忠治氏會社を代表して經營に當る筈なるが氏は今より三十年前郷里三河國より上京し京橋區南傳馬町三河屋小林菓子店に奉公し相當經驗を積みたる處より主家の後援を得芝區新幸町二番地に小規模なるパン菓子店を開きたるに附近に同業者多かりし爲め漸次發展相當資産を作るに至り後明治廿七年中爲主小林氏の婿養子となりて以來銀座尾張町なる現所に移轉し爾來着

●鈴木商店の記事に就て

三月十六日發行第二回鈴木商店に關する記事は誤聞の廉少なからず目下精査中に付其全文を取消す

發展し現在にしては市内同業者中第一流の地位を占め京橋區新瀨町五の一に工場を設けパン、ビスケット、ミルクキヤラメル其

金治郎氏の創業に係り現主金治郎氏は去四十四年中先代の死亡に因り著名業務を繼承したるものにて同店は初め袋物販賣を専門とせしが其後西洋小問物の有るなるに替目も其輸入販賣を試みたるに時機を得たるを經營宜しかりしとにより着々發展の状態を辿るに至れるより更に自家商品の製造を開始する一面戦後露國、支那、南洋、濠洲方面に於ける輸出貿易の好況に乗じ大阪市平野町に出張所を設けて海外販路の開拓に努めたる結果商内高の激増を示し大正六年前後には年分百萬圓内外を計上するの盛況を呈し爾來實弟繁次郎、民三、徳三郎氏等協力一致して益々積極方針を進めつゝあるが同店は遺贈從來の營業一切を擧げて新設株式會社掃金商店、資本金五十萬圓内拂込二十萬圓)に繼承せしめ同時に氏は株式の大部分を握り依然經營の衝に當る筈なるが株式は全部一族間に割振られたるものにて内容は従前と何等論る所なし因に同社役員には

●砂鉄製紙法成功

下田次郎、田中秀穂兩氏の發明に係る砂鐵製紙法は先般來富士製鋼川崎工場に於て數回試験の結果平時に於ても充分有利なる可き確信を得たるを以て十四日新業界の有力家を招待して同工場に於て實地製線作業を觀覽に供したるが成績頗る良好りしと聞くなり

の成績を示したるが既に休戰協約成時に戰争に係る危険は單に浮流水雷に過ぎざれば最早や結局の必要を以て近く廢止するに至るべしと云

判決例

●詐害行爲の取消

廢罷訴訟により取消し得べき行爲移者受益者間の法律行爲に限り者と轉得者間の行爲は取消し得るものに非らず

▲判決理由 控訴人長野縣温村温(護士田多丹喜源次氏)對被控訴人同丸川八十市氏(辯護士吉野勝六氏)間中の詐害行爲廢罷事件は東京控訴院控訴棄却となりたるが其判決理由左「廢罷訴訟により取消し得べき行爲者受益者間の法律行爲に限り受益者者間の行爲は取消し得べきものにありと民事第四百二十四條の解釋上疑ころなるを以て控訴人が被控訴人等前記轉得行爲の取消を求むるは其當るものとす從て同行爲の取消を原因と訴人計に對して取消登記の抹消を求む又其理由なきものと謂はざるべからずに債務者丸山龜之助と受益者たる被控訴人八十市間の賣買行爲が詐害行爲なりを按ずるに原審に於ける丸山龜之助の